

1. かながわ健康企業宣言

健康経営の関心は毎年高まっています。

健康保険組合及び健保連神奈川連合会が実施する「かながわ健康企業宣言」（※1）に参加のうえ、健康経営（※2）の取組みを見える化し、「健康優良企業」（※3）の認定を受けましょう。（事業所のPRにもご活用いただけます。）

※1 かながわ健康企業宣言とは

事業所が健康づくりに取り組むことを宣言することであり、宣言後は、健保連神奈川連合会より宣言証が交付されるとともに、希望に応じて当該連合会のホームページに公表されます。

※2 健康経営とは

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上につながると期待されます。

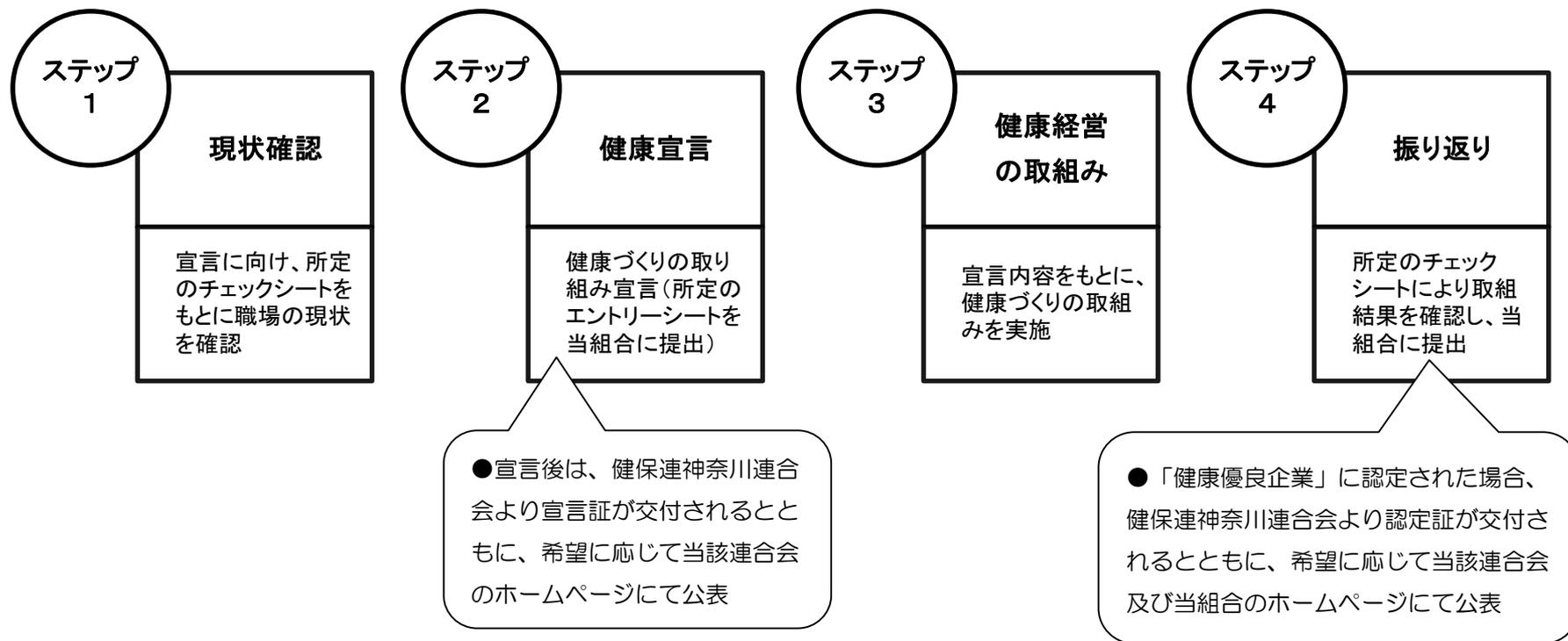
※3 健康優良企業とは

健康づくりの取組結果をもとに、「健康優良企業」の認定が受けられます。

「健康優良企業」に認定された場合、健保連神奈川連合会より認定証が交付されるとともに、希望に応じて当該連合会及び当組合のホームページに公表されます。

2. かながわ健康企業宣言の取組み（流れ）

- ① 「かながわ健康企業宣言」の応募は随時受け付けています。（事業所 → 健康保険組合）
- ② 「健康優良企業」の認定は、経済産業省が普及する「健康経営優良法人」認定制度への参加に繋がります。



3. 所定の各シート等

かながわ健康企業宣言の詳細及び所定の各シートは、健保連神奈川連合会のホームページに掲載しています。

[\(関連リンク\) 健保連神奈川連合会HP](#)

4. 公表

【健康優良企業】

- ① 株式会社ヨコレイ（認定日：2023年5月13日）
- ② 株式会社大神（認定日：2023年9月1日）
- ③ 相和設備工業株式会社（認定日：2023年9月20日）

「かながわ健康企業宣言事業」に参加することで
日本健康会議の「健康経営優良法人認定(中小規模法人部門)」への
申請が可能になります!

「健康経営優良法人認定(中小規模法人部門)」の申請について

「健康経営優良法人認定制度」には、大規模法人部門と中小規模法人部門があります。
毎年実施される日本健康会議の「健康経営優良法人認定(中小規模法人部門)」への申請は、
各都道府県連合会で実施している「健康企業宣言事業」への参加が要件となっています。

- 神奈川の場合、「健康企業宣言」のエントリーシートを提出した後、「健康優良企業」の認定を受けていただくまでを「健康企業宣言事業」としています。
- 「健康経営優良法人認定(中小規模法人部門)」に申請される場合は、申込み期限までに「エントリーシート」の提出及び「健康優良企業」の認定を受けてください。

※ 既に「エントリーシート」提出済みの場合は、「報告用チェックシート」のみ提出し「健康経営優良法人」の認定を受けてください。

健康経営促進のための4つのサポート

サポート ①

健康課題に合った各種保健事業をご提供します。(各種セミナー・講演会、ウォーキング、口腔衛生対策、減量対策など)



サポート ②

「かながわ健康企業宣言」をした企業名を、健康経営神奈川連合会のホームページに掲載し、企業のPRをいたします。



サポート ③

健康優良企業認定のロゴマークを使用し、認定企業をアピール。企業のイメージアップを図ります。



サポート ④

加入健保組合の健康経営アドバイザーが、健康経営推進のご相談や認定制度のお問い合わせに対応します。



詳しくは「けんぽれんかながわ」のホームページをご覧ください

- かながわ健康企業宣言 健康企業宣言参加企業様一覧
- かながわ健康企業宣言 健康優良企業様一覧
- 健康経営優良法人認定企業様一覧
- 健康経営アドバイザー一覧
- 各種資料(エントリーシート等)

ホームページはこちらからチェック! ▶

<https://kenpo-kanagawa.or.jp/general/health-declaration.html>



お問い合わせ先: 加賀健康保険組合まで

健康経営に向かって、
さあスタート!



◎ 同封の「エントリーシート」を提出して健保組合とともに、職場の健康づくりに取り組みましょう。

“健康経営®”を目指して 「かながわ健康企業宣言」

従業員の健康管理や健康づくりを「投資」と捉え、
企業が従業員の健康増進に積極的に取り組むことが「健康経営®」です。
健保連神奈川連合会では、企業様の健康経営の推進を支援する
「かながわ健康企業宣言事業」を実施しています。
※「健康経営®」はNPO法人 健康経営研究会の登録商標です。

「健康企業宣言」は、はじめの一步

健康経営推進の第一歩は、社内外に「健康企業宣言」を発信することです。「健康企業宣言」の策定は大変な作業ですが、「かながわ健康企業宣言事業」に参加するだけで、中小規模の企業でも無理なく「健康経営®」へ向けたスタートができます。



健康増進の取組みは、 企業と健保組合の二人三脚

「健康企業宣言事業」に参加すると、健保組合が健康づくりに関して多方面でサポートいたします。健保組合と協働して従業員の健康づくりの取組みを積極的に進めてください。

「健康経営」への関心は毎年高まっています

(社)「かながわ健康企業宣言」参加状況の推移



「かながわ健康企業宣言」の流れ

参加対象となる企業様

- 1 神奈川県内の健康保険組合に加入する企業。
(他県所在の適用事業所も神奈川の「健康企業宣言事業」参加可)
- 2 中小企業基本法上の「中小企業者」に該当する会社で、下記のいずれかを満たすこと。(「健康経営優良法人認定(中小規模法人部門)」と同じ要件)

業種	従業員数又は資本金の額・出資の総額
製造業 その他	300人以下又は資本金の額・出資の総額3億円以下
販売業	100人以下又は資本金の額・出資の総額1億円以下
小売業	50人以下又は資本金の額・出資の総額5千万円以下
サービス業	100人以下又は資本金の額・出資の総額5千万円以下



STEP 1 開始

「チェックシート」で 職場の現状を確認

同封の「かながわ健康企業宣言チェックシート」で職場の現状を確認し、自社の健康課題の抽出や対策検討の参考にしてください。

尚、健康組合への提出は不要です。「共通項目」と「選択項目」がありますので、それぞれ確認してください。



STEP 2 エントリーシートの提出

「エントリーシート」の宣言内容を確認のうえ、健保組合へFAX・郵送等で提出していただきます。「共通項目」は全企業共通です。「選択項目」は各企業で取り組む事項を選択してください。提出いただいた後、健保組合から宣言証を送付します。宣言いただいた企業を健保連神奈川連合会のホームページなどで公表します。尚、宣言証に期限はありませんので、更新のために毎年「エントリーシート」を提出していただく必要はありません。



STEP 3 健康づくりへの取組み

宣言内容をもとに、職場で実施できる取組みを計画し、積極的に実施しましょう。

健保組合が健康づくりに関する情報提供や特定保健指導を行います。また、分からないことなどについてサポートします。



STEP 4 完了!

取組み内容の 振り返り・報告

「報告用チェックシート」で直近1年間の取組み内容を評価したうえ、健保組合に提出していただきます。健保組合がチェックシートを確認し、一定の取組みをされた企業様を「健康優良企業」として認定し、後日健保組合より認定証を送付します。また、企業名を健保連神奈川連合会のホームページなどで公表します。



ご注意

尚、認定期間は1年間ですので、引き続き認定を受ける場合は毎年「報告用チェックシート」を提出してください。

